

(旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程

制 定 平成31.4.1 規程77
最近改正 令和3.11.30 規程277

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、(旧)公立大学法人大阪市立大学教職員給与規程(以下「旧給与規程」という。)第37条の規定による期末手当及び勤勉手当について定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 調査期間 基準日以前6箇月
- (2) 教職員 旧給与規程第1条の規定による教職員をいう。
- (3) 教員 公立大学法人大阪教職員就業規則(以下「就業規則」という。)第2条第2項に規定する教員をいう。
- (4) 中途採用者 調査期間中に教職員として採用された者をいう。
- (5) 旧勤務時間等規程 (旧)公立大学法人大阪市立大学教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程をいう。
- (6) 所定の勤務日 教職員としての引き続いた在職期間における所定の勤務日(旧勤務時間等規程に定める所定の休日以外の日を行い、就業規則第17条に定める在籍出向の期間、同規則第19条に定めるクロスアポイントメント制度による出向の期間及び次号に掲げる期間における所定の勤務日を含む。)をいう。
- (7) 採用前の日数 中途採用者が、調査期間の全期間引き続き在職したものとみなした場合のその採用前の期間における所定の勤務日の日数をいう。
- (8) 勤務停止における病気休暇 就業規則第63条第1項の規定による勤務停止により与えられた病気休暇をいう。
- (9) 欠勤等の事由 次に掲げる事由をいう。

ア 欠勤

イ 旧勤務時間等規程第28条に規定する病気休暇((旧)公立大学法人大阪市立大学教職員就業規則(以下「旧就業規則」という。)第58条第1項に規定による就業の禁止により与えられた病気休暇の期間を含み、勤務停止における病気休暇の期間を除く。)

ウ 就業規則第21条第1項第1号に規定する休職(業務上若しくは通勤上の災害による負傷若しくは傷病によるものを除く。)及び旧就業規則第19条第1項第2号から第7号に規定する休職(第5号に掲げる在籍出向によるものを除く。)

エ 就業規則第17条に定める在籍出向及び同規則第19条に定めるクロスアポイント

メント制度による出向（出向先から各基準日につき当該基準日に係る期末手当又は勤勉手当に相当する給与の支給を受けたと認められるものに限る。）

オ 就業規則第 53 条第 3 号に規定する停職

カ （旧）公立大学法人大阪市立大学教職員の育児・介護休業等に関する規程（以下「旧育児介護休業規程」という。）の規定に基づく育児休業

キ 旧育児介護休業規程の規定に基づく介護休業

ク 旧育児介護休業規程に基づく育児短時間勤務の期間中における休日のうち勤務時間等規程に定める所定の休日以外のもの

ケ 育児短時間勤務の期間中において、1 日の勤務時間が勤務時間等規程に基づく 1 日の勤務時間（以下「1 日の所定の勤務時間」という。）と比べて短縮されていること

コ （旧）公立大学法人大阪市立大学教職員の自己啓発等休業に関する規程に基づく自己啓発等休業（以下「旧自己啓発等休業」という。）

サ 旧勤務時間等規程第 26 条第 2 項に規定する特別休暇

(10) 欠勤等の日数 調査期間において、欠勤等の事由により所定の勤務日に勤務しなかった日の総日数（ケについては、当該事由により短縮された総時間数を 1 日の所定の勤務時間で除して得た数とする。）をいう。ただし、中途採用者にあつては、採用前の日数を含むものとする。

(11) 所定勤務日数 調査期間における所定の勤務日の日数をいう。ただし、中途採用者にあつては、採用前の日数を含むものとする。

(12) 実勤務日数 所定勤務日数から欠勤等の日数を差し引いた日数をいう。

第 2 章 期末手当

（期末手当）

第 3 条 6 月 1 日又は 12 月 1 日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教職員に対して、期末手当を支給する。

2 6 月に支給する期末手当の額は、期末手当基礎額に次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額に、その者の実勤務日数の区分に応じて別表第 1 に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1) 次号に掲げる教員以外の教職員 100 分の 127.5

(2) 年度の初日の前日において、63 歳以上の年齢に達している教員（医学研究科に勤務する教員を除く。以下「定年前給与抑制教員」という。） 前号に定める割合から前号に定める割合に 0.2 を乗じて得られる値（100 分の 0.5 未満の端数は切り捨て、100 分の 0.5 を超える端数は切り上げる。）を減じて得られる割合

3 12 月に支給する期末手当の額は、期末手当基礎額に次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額に、その者の実勤務日数の区分に応じて別表第 1 に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 次号に掲げる教員以外の教職員 100分の112.5
- (2) 定年前給与抑制教員 前号に定める割合から前号に定める割合に0.2を乗じて得られる値(100分の0.5未満の端数は切り捨て、100分の0.5を超える端数は切り上げる。)を減じて得られる割合

4 調査期間中に勤務停止における病気休暇の期間がある者については、理事長が定めるところにより必要な減額調整を行う。

(期末手当の通算)

第4条 次の各号に掲げる者に対する期末手当の計算にあたっては、第2条第10号の規定にかかわらず、各号に定める期間において勤務した日を欠勤等の日数には含めないものとする。

- (1) 本法人の役員から引き続き教職員となった者 当該役員の期間
- (2) 教職員が、就業規則第18条の規定により国、地方公共団体その他法人(以下「転籍出向先法人」という。)の役職員となり、その後本法人の教職員として復帰した者 当該転籍出向先法人の役職員としての期間
- (3) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第59条第2項の規定又は人事交流等により大阪市職員から引き続き本法人の教職員となった者 大阪市職員の期間
- (4) 国立大学法人法(平成15年法律第112号)に規定する国立大学法人及び大学共同利用機関法人、地方公共団体及び地方独立行政法人法に規定する公立大学法人(以下「国立大学法人等」という。)の常勤の教授、准教授、講師、助教及び助手(以下「大学教員」という。)から引き続き本法人の教職員となった者(ただし、当該国立大学法人等が通算規程(当該他法人の給与に関する規程において、本法人の教職員から引き続き当該法人の役職員となった者について、本法人の教職員の期間を当該法人の役職員としての在職期間とみなすものをいう。)を有する場合に限るものとする。) 当該国立大学法人等の大学教員の期間
- (5) 大阪市立大学医学部附属病院職員就業規則の適用を受ける職員(以下「病院職員」という。)から引き続き教職員となった者 当該病院職員の期間

(期末手当基礎額)

第5条 前条の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在において教職員が受けるべき給料(旧給与規程10条の規定による給料の調整額を除く。次項及び第8条において同じ。)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

2 職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して別表第2の教職員欄に掲げるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務段階等に応じて別表第2に掲げる教職員欄の教職員の区分に応じて当該区分に対応する同表の割合欄に定める割合を乗じて得た額(旧給与規程第13条第2項各号に定める管理職手当を受ける者にあつては、その額にそれぞれその基準日現在においてその教職員が受けるべき管理職手当の月額を超えない範囲内で理事長が定める額を加算した額。以下「職務段階別加算額」という。)を加算した額を期末手

当基礎額とする。

3 期末手当基礎額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

第3章 勤勉手当

(勤勉手当)

第6条 基準日にそれぞれ在職する教職員に対して、勤勉手当を支給する。

2 1回に支給する勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額にその者の欠勤等の日数に応じて別表第3に掲げる割合及び次の各号に掲げる教職員の区分に応じて定める割合を乗じた額とする。

(1) 旧給与規程別表第1に掲げる一般職給料表(1)の適用を受ける者 勤務成績に応じて次に定める割合

ア 勤務成績が優秀な者 100分の93.5に割増支給率に3を乗じた率を加えて得た割合

イ 勤務成績が優良な者 100分の93.5に割増支給率を加えて得た割合

ウ 勤務成績が良好な者 100分の93.5

エ 勤務成績が良好でない者 100分の70.5

オ 勤務成績が特に不良である者 100分の47

(2) 給与規程別表第2に掲げる一般職給料表(2)及び旧給与規程別表第5に掲げる看護職給料表(1)の適用を受ける者 勤務成績に応じて次に定める割合

ア 勤務成績が優秀な者 100分の93.5に割増支給率を加えて得た割合

イ 勤務成績が良好な者 100分の93.5

ウ 勤務成績が良好でない者 100分の90

エ 勤務成績が特に不良である者 100分の86.5

(3) 教員(次号の教員を除く。) 100分の95

(4) 定年前給与抑制教員 前号に定める割合から前号に定める割合に0.2を乗じて得られる値(100分の0.5未満の端数は切り捨て、100分の0.5を超える端数は切り上げる。)を減じて得られる割合

3 調査期間中に勤務停止における病気休暇の期間がある者については、理事長が定めるところにより必要な減額調整を行う。

(勤勉手当の通算)

第7条 第4条の規定は、勤勉手当の計算に準用する。

(勤勉手当基礎額)

第8条 勤勉手当基礎額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて定める額とする。

(1) 第6条第2項第1号及び第2号に掲げる者 それぞれその基準日現在において、受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務段階別加算額を加算した額とする。

(2) 教員 それぞれその基準日現在において、受けるべき給料及び扶養手当の月額並び

にこれらに対する地域手当の月額合計額に職務段階別加算額を加算した額とする。

2 勤勉手当基礎額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

(勤勉手当の総額)

第8条の2 第6条第2項第1号及び第2号に掲げる教職員に対して支給する勤勉手当の総額は、当該教職員の勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれその基準日現在において、受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

(顕著な業績を有する者の勤勉手当)

第8条の3 顕著な業績を有する者については、理事長の定めるところにより、勤勉手当について別段の取扱いをすることができる。

第4章 期末手当及び勤勉手当の支給

(支給日)

第9条 期末手当及び勤勉手当は、特別の事情がない限り、基準日が6月1日であるものについては6月30日、基準日が12月1日であるものについては12月10日にそれぞれ支給する。

2 前項の規定にかかわらず、6月30日が日曜日に当たるときの支給日は6月28日とし、6月30日が土曜日に当たるときの支給日は6月29日とする。また、12月10日が日曜日に当たるときの支給日は12月8日とし、12月10日が土曜日に当たるときの支給日は12月9日とする。

(休職等による期末手当及び勤勉手当の不支給)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者には、期末手当及び勤勉手当を支給しない。

- (1) 基準日現在において、旧就業規則第19条第1項第3号に規定する休職中である者。ただし、理事長が特別の事由があると認めるときはこの限りでない。
- (2) 基準日現在において、旧就業規則第19条第1項第6号に規定する休職中である者。
- (3) 基準日現在において、自己啓発等休業中である者。

(勤務成績不良者の手当額の減額等)

第11条 勤務成績が著しく不良である教職員については、期末手当及び勤勉手当を減額し、又は支給しないことがある。

(懲戒解雇等による期末手当及び勤勉手当の支給制限)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者には、当該各号の基準日に係る期末手当及び勤勉手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当及び勤勉手当)は支給しない。ただし、理事長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する期末手当及び勤勉手当の支給日(以下この条及び次条において「支給日」という。)の前日までの間に就業規則第53条第5号に規定する懲戒解雇された教職員

- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第 31 条第 5 号の規定により解雇された教職員
- (3) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した教職員（前 2 号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第 1 項の規定により期末手当及び勤勉手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（期末手当の支給の一時差止め）

第 13 条 理事長は、支給日に期末手当及び勤勉手当を支給することとされていた教職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当及び勤勉手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。第 4 項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当及び勤勉手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当及び勤勉手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき
- 2 前項の規定による期末手当及び勤勉手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、民法第 98 条に定める公示の方法によるものとする。この場合においては、その公示の日から起算して 2 週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に交付されたものとみなす。
- 4 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑

事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当及び勤勉手当の基準日から起算して1年を経過した場合

5 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当及び勤勉手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

6 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、令和元年11月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 合併前の公立大学法人大阪市立大学の役員又は教職員(以下「旧市大法人役職員」という。)から合併により引き続いて教職員となった者の最初の期末手当及び勤勉手当の支給にあたっては、旧市大法人役職員の期間を本法人の在職期間とみなす。

附 則(令和2.2.12 規程9)

(施行期日)

1 この規程は、令和2年2月12日から施行する。

2 この規程による改正後の(旧)公立大学法人大阪市立大学教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、令和元年12月1日から適用する。

3 前項の規定は、令和元年12月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に退職した者には適用しない。

(勤勉手当の内払)

4 この規程による改正前の(旧)公立大学法人大阪市立大学教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の規定に基づいて教職員に支払われた令和元年12月1日を基準日とする勤勉手当は、改正後の規程の規定による同日を基準日とする勤勉手当の内払とみなす。

(清算日)

5 この規程の施行に伴う勤勉手当の清算日は令和2年2月17日とする。

附 則(令和2.3.31 規程84)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2.11.30 規程249)

この規程は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和 3 .11.30 規程 277）
この規程は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

別表第 1

実勤務日数	割合
89 日以上	100 分の 100
66 日以上 88 日以下	100 分の 95
32 日以上 65 日以下	100 分の 75
12 日以上 31 日以下	100 分の 60
6 日以上 11 日以下	100 分の 50
5 日以下	理事長が個々に決定する割合

別表第 2

給料表	教職員	割合
一般職給料表(1)	(1) 職務の級が 4 級である教職員	100 分の 10
	(2) 職務の級が 3 級である教職員	100 分の 5
一般職給料表(2)	(1) 技能統括主任である教職員	100 分の 10
	(2) 部門監理主任である教職員	
	(3) 業務主任である教職員	100 分の 5
教育職給料表	(1) 職務の級が 4 級である教職員のうち給与規程第 13 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の適用を受けるもの	100 分の 17.5
	(2) 前号に掲げる教職員のほか、職務の級が 4 級である教職員	100 分の 15
	(3) 職務の級が 3 級である教職員	100 分の 10
	(4) 職務の級が 2 級である教職員	
	(5) 職務の級が 1 級である教職員のうち、大学（4 年制）卒業後 6 年以上（これに準ずる場合を含む。）経過しているもの	100 分の 5
看護職給料表(1)	(1) 職務の級が 5 級である教職員	100 分の 10
	(2) 職務の級が 4 級である教職員	100 分の 5

別表第3

欠勤等の日数		割合
0日		100分の100
1日以上	5日以下	100分の98
6日以上	20日以下	100分の95
21日以上	30日以下	100分の85
31日以上	40日以下	100分の75
41日以上	50日以下	100分の65
51日以上	60日以下	100分の55
61日以上	70日以下	100分の45
71日以上	80日以下	100分の35
81日以上	90日以下	100分の25
91日以上	100日以下	100分の20
101日以上	110日以下	100分の10
111日以上		理事長が個々に決定する